

## 新旧対照表

新	旧
<p>前文</p> <p>厚木市議会は、二元代表制の一翼を担う重責を自覚し、厚木市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等を監視するとともに、政策立案及び政策提言を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担うものである。</p> <p>この役割を果たすため、これまでも独自に先駆的議会改革を行ってきた。この成果に甘んじることなく、これからも積極的な情報公開と分かりやすい議会運営に努めるとともに、より良い厚木市の姿を市民とともに考え、積極的に議論できる議会を目指していく。</p> <p>厚木市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽と政治倫理の向上に、より一層努めていく。さらに、日本国憲法や地方自治法の精神を遵守し、国と地方の新たな関係が模索される動きの中、より身近な自治体議会として市民の信頼に応え、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に<u>寄与する</u>ことをここに決意し、厚木市議会の最高規範として厚木市議会基本条例を制定する。</p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第7条 議員は、市民の<u>信託</u>を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(情報公開)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2 議会は、情報を積極的に発信するため、議会広報紙その他の広報媒体を活用するものとする。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長又は委員長は、<u>会議</u>において、市長等が議員に対して<u>論点を明確化し、議論を深める目的で反問する行為</u>を認めることができる。</p>	<p>前文</p> <p>厚木市議会は、二元代表制の一翼を担う重責を自覚し、厚木市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等を監視するとともに、政策立案及び政策提言を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担うものである。</p> <p>この役割を果たすため、これまでも独自に先駆的議会改革を行ってきた。この成果に甘んじることなく、これからも積極的な情報公開と分かりやすい議会運営に努めるとともに、より良い厚木市の姿を市民とともに考え、積極的に議論できる議会を目指していく。</p> <p>厚木市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽と政治倫理の向上に、より一層努めていく。さらに、日本国憲法や地方自治法の精神を遵守し、国と地方の新たな関係が模索される動きの中、より身近な自治体議会として市民の信頼に応え、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に<u>寄与せん</u>ことをここに決意し、厚木市議会の最高規範として厚木市議会基本条例を制定する。</p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第7条 議員は、市民の<u>信頼</u>を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(情報公開)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2 議会は、議会広報紙その他の広報媒体の活用により、市民が議会及び市政に関心を持つよう、議会活動に関する情報を積極的に発信しなければならない。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、<u>本会議</u>において、市長等が議員に対して<u>論点整理のために質問内容を確認する行為</u>を認めることができる。</p>

<p>(委員会)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員会における審査の内容については、委員長が市民に分かりやすいように報告を行うものとする。</u></p>	<p>(委員会)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員長は、委員会における審査の内容について、市民に分かりやすいように報告を行うものとする。</u></p>
---	---